

宝塚市告示第 72 号

放置された自転車等の保管について

宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和 59 年宝塚市条例第 36 号。以下「条例」という。）
第 12 条の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置された自転車を移動・保管したので、
条例第 13 条第 1 項の規定により、告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 10 日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

記

移動した理由	放置禁止区域外に自転車が放置されていたため。		
移動日時及び区域	令和7年（2025年）4月8日（火）14：00～ 宝塚市末広町3番街区付近		
保管場所	宝塚市末広自転車返還所 宝塚市末広町3－99		
保管期間	令和7年（2025年）4月10日から1カ月間		
返還時間	毎週 月～金曜日 9時30分～12時、13時～16時 （祝休日、12月29日～1月3日については返還できません）		
返還手続き	自転車の鍵、本人確認書類等（運転免許証・健康保険証・学生証等） を持参のうえ保管場所までお越しください。		
連絡先	宝塚市都市安全部防犯交通安全課 宝塚市末広自転車返還所	電話0797－77－2020 電話0797－72－7013	
保管期間経過 後の取り扱い	保管期間までに引き取られない自転車等については、条例第13条第3項の 規定により処分します。		

移動日時及び区域一覧表

1 の 1

[illegible]